

試験委員会：資格<更新>認定について

—2019年度／会員、I P O・内部統制実務士／資格更新認定<単位制度>—

2019年9月6日：規程最終改訂

試験委員会/平成30年9月20日：審議/承認済み

「(標準・上級) I P O・内部統制実務士」資格は、資格登録後「有効期間2年間」内に計20単位を取得いただき資格更新を行う制度です。

この単位の取得は、基本的に「資格更新講習会の受講(現状5時間10単位)」により、年3回(3月、7月、11月)講習会を開講して参ります。

平成30年度から、更に以下の新設の「単位認定」を含めて拡充(制度化)しています。以下の各種の単位認定は、平成27年度：下期から試行して認定しています。

1. 研修会への参加による単位認定

資格更新講習会等を補完する形式で『研修会<少人数ゼミ形式>』を協会が開催し、この参加により単位を認定します。また、研修会の開催は下記の『5研修(実質6研修)』に拡充し、東京のほか大阪で開催し、資格更新単位を認定して参ります。

(1) 伝達講習／研修会(大阪会場)

資格更新講習会の講習内容を補完する形式等で、『研修会<ゼミ形式：伝達講習>』を開催し、この参加により単位を認定します。研修会は半年ごとに大阪で開催とし、**資格更新単位<一回当たり3.5時間7単位>**を認定して参ります。

(注) 年2回、4月(上旬)、10月(中旬)大阪会場で開催します。

(2) 上級演習／研修会

標準資格者(I P O・内部統制実務士)が、上級資格(上級I P O実務士、上級内部統制実務士)試験の試験委員会講師による試験対策講座「下記2.(1)」に参加するほか、**上級資格試験の過去問答案練習等を行う「研修会<ゼミ形式：演習対策>」に参加された方に、資格更新単位<一回当たり2.5時間5単位>**を認定して参ります。

研修会の日程は試験公告等でお知らせし、過去問等を教材として開催して参ります。

①. 上級I P O実務士試験用：研修会／7月、1月(試験対策講座の直前に)開催

②. 上級内部統制実務士：研修会／7月、1月(試験対策講座の直前に)開催

(注1) 上級試験の受験者(及び試験対策講座の受講者)が対象になります。

(注2) 上級試験の実施が年1回になった場合は開催時期が変更する場合があります。

(3) 業務／研修会

正会員向け経営管理(経営調査士等認定講座の教育内容)科目を講習内容とする「研修会<ゼミ形式>」を年2回(6月／12月)に開講し、**参加された有資格者の方に、資格更新単位<一回当たり3.5時間7単位>**を認定して参ります。

経営管理科目は、財務会計・ファイナンス、経営法務・経営上の書類作成手続きのほか、経営支援の諸業務に係わる時事的な内容を取り上げます。

(4) 実務／研修会

正会員向け経営実務(定期刊行「企業会計」・「経理情報」等の掲載内容)科目を講習内容とする「研修会<ゼミ形式>」を年2回(3月／9月)に開講し、**参加された有資格者の方には、資格更新単位<一回当たり3時間6単位>**を認定して参ります。

なお平成28年度からは、直近に実施したI P O・内部統制実務士<標準・上級>試験問題の解説も研修科目に加えています。

(5) 実践／研修会

正会員向け集合研修（毎年度協会が取り組む調査研究事業等）を講習内容とする「研修会＜ゼミ形式：実践研修＞」を年2回（弊会「総会」開催時 - 5月／全能連「技術大会」開催時 - 11月）に開講し、参加された有資格者の方には、資格更新単位＜一回当たり2.5時間5単位＞を認定して参ります。

なお平成30年度からは、直近に実施したIPO・内部統制実務士＜標準・上級＞試験問題（JMCA「IPO・内部統制」アニュアルワークブック）の解説も研修科目に加えています。

2. 自主研鑽による単位認定

(1) 標準資格者の上級資格「試験対策講座」参加による単位認定

標準資格者（IPO・内部統制実務士）が、上級資格（上級IPO実務士、上級内部統制実務士）試験に申し込まれ、弊会主宰の上級試験「試験対策講座（年2回開講）」に出席された方には、資格更新単位＜一回当たり4時間8単位＞を認定して参ります。

（注）大阪会場で年2回（8月、2月）開催している試験対策ゼミへ既資格者が自主的に参加された場合も単位認定を行います。

(2) 上級資格者の「講習・研修会講師」による単位認定

上級資格者（上級IPO実務士・上級内部統制実務士）が、弊会が主宰する「資格更新講習会や研修会で講師を担う」ことで、知識と業務の補充更新を単位認定します。現状の講習1時間半の講習講師で＜一回当たり20単位＞を認定して参ります。

(3) 論文審査による単位認定

標準資格者・上級資格者とも、弊会及び協力団体が主宰する「論文募集」（注）に応募することで、論文審査により単位認定します。審査員の審査によりますが、表彰対象推薦論文であれば＜一回当たり20単位＞を認定して参ります。なお論文審査料は基本審査料金5,000円を納入いただきます。

（注）弊会ならびに全日本能率連盟、プロネクサス、地域金融研究所、中央経済社が実施する論文募集への論文審査申請を対象とします。

3. 定期購読誌による単位認定

地域金融研究所：月刊「New Finance」誌の「定期購読」により資格更新単位＜購読期間1年間5単位、2年間10単位＞を認定して参ります。なお購読料は有資格者向け特別購読料1カ年8,000円（一般購読料8,820円：税・送料込を割引頒布）とします。

（注）なお5単位未満の単位取得希望者に向け、定期購読期間が数月～半年（購読料減額）もご相談のうえ受理しますので、詳細と受付は事務局に相談ください。

4. 遠隔地在住者等の通信講習＜特例1＞

遠隔地在住者等（注）通信制教育による単位を認定します。希望により受講を受付、資格更新単位＜2年間3回以上（延長5回迄）資格更新講習会資料の提供による通信教育を受けレポート提出：20単位、希望により10単位認定も実施＞を認定して参ります。

なお、この通信制教育の受講は「本人の申し出」により受付します。

（注1）東京・大阪で開催する講習会・研修会への参加が困難な遠方に居住の方、または資格更新講習会への参加が、①業務の都合（残業多発・土日勤務・土日通就学・出張外出多用、）や、②家庭の都合（家族等の育児・保育・教育・介護・養護・看護）、③健康上の理由（通院・入院・療養）などの理由により、極めて困難で、それらの状況に配慮する必要がある方を対象とします。

（注2）上記①業務の都合で、単に「業務多忙」では本特例の要件には該当しませんの

で後記の5<特例2>を参照下さい。この<特例1>では、弊会の講習会・研修会等の開催日時が、常に業務日時等と重なってしまい物理的に講習等への参加が極めて困難である場合などを意味します。

5. 特別資格更新講習の受講<特例2>・・・2019年1月から実施

前記4「遠隔地在住者等」<特例1>の要件には該当しないが、繁忙等の諸般の事情により、資格更新講習会等への参加が困難な方の申し出（注）による特別資格更新講習を事務局が実施します。毎年度ごとに更新する「JMCA「IPO・内部統制」アニュアルワークブック」を協会から購読し、試験委員会事務局の指導のもとで、受講・自習・受講報告の提出を行い、資格更新単位を認定します。

（注）なお、この特別資格更新講習の受講は、「本人の申し出」と「試験委員会の承認」「講習報告」により受付し実施します。

6. 資格更新手続きが未了の方の再登録、資格登録の休止扱い

(1) 資格登録終了後の再登録1

資格更新単位を取得しながら、資格更新の手続きが未了（資格更新登録料が未納）の方は、資格有効期間経過後2年以内であれば、資格更新登録料を納入して再登録が可能です。ただし資格更新後の残存の資格有効期間内で、次の資格更新に必要な単位は取得願います。本項の取扱い趣旨は、資格試験合格後の資格登録未了者の取扱いにも準用する場合があります。

(2) 資格登録終了後の再登録2

資格登録後「有効期間2年間」内に計20単位を取得できず、資格更新が出来なかった方で、「再登録」を希望される方には、原則として再度『資格（再）認定試験』を受験いただき、この試験合格後に資格を再登録します。

ただし「合格再認定の水準」は、新たに受験される方「試験規程による正解率70%」より、これまでの御経歴などを斟酌して可否を判定いたします。

(3) 資格登録の休止扱い

資格登録後「有効期間」内に①海外等遠隔地への転勤、②出産育児介護等の休業、③長期の病気入院や通院など、特段の事情がある場合は、資格登録の休止扱いを申し出ることを可能としますので、事前に事務局まで御照会ください。

7. その他の留意と注意事項

(1) 上級資格者への昇格

標準IPO・内部統制実務士資格者が、上級IPO・内部統制実務士試験に合格し当該上級資格を登録した場合は、新たな資格有効期間2年間を起算します。なお、上級IPO・内部統制実務士資格者は、当然ながら、標準IPO・内部統制実務士資格の基準レベルを有する方と位置づけられていますので、以降の標準資格に係わる登録事務は不要です。

(2) 資格登録の重複者の登録事務

正会員資格（経営調査士・経営アナリスト）ならびに上級資格（上級IPO実務士・上級内部統制実務士）を重複して登録した方の資格更新事務は、新たに登録した資格を基準として資格有効期間2年間を起算します。従って資格更新に係わる資格登録料の納入事務も2年毎に一本化します。

(3) 資格登録終了後の注意事項

資格者の申し出または資格更新単位の未了などによる退会・資格登録の終了と同時に資格の登録証・資格証書は無効となります。退会・資格登録終了後に弊会の会員や資格者であることを自称した場合は、相応の措置を執ります。

以上／次頁に本文の内容を図示しました。

本文の内容を図示しました。

試験委員会：資格更新認定 <参考図表>

「IPO・内部統制実務士（標準・上級）」資格は、資格登録後「有効期間2年間」内に計20単位を取得いただき資格更新を行う制度です。

1. 基本的には、「資格更新講習会（年3回3月、7月、11月開講）の受講（1回10単位×参加2回）」

2. 研修会への参加による単位認定

(1) 資格更新伝達講習／研修会（大阪会場）

大阪で、年2回：4月、10月開催、資格更新単位<7単位>を認定

(2) 上級IPO実務士および上級内部統制実務士：試験演習／研修会

上級試験の過去問解説など、年2回：7月、1月開催、資格更新単位<5単位>を認定

(3) 業務／研修会

経営管理（MBA）科目など、年2回：6月／12月に開講、資格更新単位<7単位>を認定

(4) 実務／研修会

本試験後の問題解説など、年2回：3月／9月に開講し、資格更新単位<6単位>を認定

(5) 実践／研修会

年2回（弊会総会5月／内部統制学会後11月に開講し、資格更新単位<5単位>を認定

3. 自主研鑽による単位認定

(1) 上級資格「試験対策講座」参加による単位認定

試験前7月・8月に開講し、資格更新単位<8単位>を認定（大阪会場で年2回8月、2月開催する試験対策ゼミに参加された場合も単位認定）

(2) 上級資格者の「講習・研修会講師」による単位認定

上級資格者が、弊会の「講習会や研修会で講師を担う」ことで、上限<20単位>を認定

(3) 論文審査による単位認定

弊会指定の「論文募集」に応募・論文審査により、上限<20単位>を認定

4. 定期購読誌による単位認定

地域金融研究所：月刊「New Finance」誌の「定期購読」により<購読期間1年5単位、2年10単位>を認定（注）なお5単位未満の単位取得希望者に向けも対応

5. 遠隔地在住者等の通信講習<特例1>

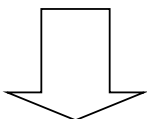
資格更新講習の通信教育による単位を認定、資格更新単位20単位または10単位認定

6. 特別資格更新講習の受講<特例2>・・・平成31年1月から実施

毎年更新する「JMCA「IPO・内部統制」アニュアルワークブック」を協会から購読し、受講・自習・受講報告により資格更新単位を認定

7. 資格更新手続きが未了の方の再登録、資格登録の休止扱い、その他の留意事項

資格更新が可能



<事務局へ相談ください> (1) 資格登録終了後の再登録1<事務的再登録>、(2) 資格登録終了後の再登録2<再試験による再資格認定>、(3) 資格登録の休止扱い、(4) 上級資格者への昇格、(5) 資格登録の重複者の登録事務、(6) 資格登録終了後の注意事項

新たな資格有効期間が継続